

○警察手帳規程の制定について(概要)

(平成21年福岡県警察本部内訓第43号)

この内訓は、警察手帳規程(平成14年福岡県警察本部訓令第32号。以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、規程の運用について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 貸与事務
- 取扱い上の遵守事項
- 保管依頼
- 返納

などの項目からなっている。